

# 青森県報

第二千九百六十四号

平成二十年  
七月二十八日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(保 險 同 課) ……一
- 飼料の試験の結果の概要……………(畜 産 課) ……一
- 公共測量の終了……………(監 理 課) ……二
- 道路の区域の変更……………(道 路 課) ……二
- 道路の供用の開始……………( 同 ) ……三
- 公有財産の売却に係る一般競争入札……………(財産管理課) ……三
- 公安委員会……………(生活安全課) ……四
- 警備員の検定合格者審査の実施……………(企 画 課) ……四
- 平成十二年十二月十五日定例告示中……………(道 路 課) ……六

## 告 示

青森県告示第五百五十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所 名称	所在地	指定期日
社会福祉法人青森社会福祉振興団	むつ市十二林一の一三	通所介護	みちのく金谷デイサービスセンター	むつ市金谷二丁目二〇の一	平成二〇・七・三

青森県告示第五百六十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成二十年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者 名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業所 名称	所在地	指定期日
社会福祉法人青森社会福祉振興団	むつ市十二林一の一三	通所介護	みちのく金谷デイサービスセンター	むつ市金谷二丁目二〇の一	平成二〇・七・三

青森県告示第五百六十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項及び第二項の規定により平成二十年六月四日及び五日収去させた飼

平成二十年七月二十八日

料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容					
				粗たん白質 %	粗脂 肪 %	カルシウム %	リ ン %	粗 織 維 %	粗 灰 分 %	揮 発 性 窒 素 %	水 溶性 窒 素 %	消 化 率 %	T D N %		M E kcal/kg	そ 他 の 査 査 水 分 %			
有限会社丸三三浦商店 八戸市大字市川町字 下揚49-7	同左	60%フイッシュミール	20.5	68.5							16.7	0.1						5.2	
北日本くみあい飼料 株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の7	同左	くみあい配合飼料 たまご工房	20.5	18.3	5.8	4.69	0.63	2.6	14.2						2,800			11.8	
		くみあい配合飼料 ニューアフラインA	20.5	19.6	5.7	0.92	0.66	1.8	5.2									11.5	
		くみあい配合飼料 ニューアフラインB	20.5	17.4	4.9	0.69	0.51	2.8	4.5									13.1	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第五百六十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

南部町長

二 測量の種類

公共測量（航空画像撮影）

三 測量の期間

平成十九年八月十日から平成二十年三月二十六日まで

四 測量の地域

南部町

青森県告示第五百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年八月二十七日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別の	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県 道	倉石五戸線	三戸郡五戸町大字浅水字上豊川沢九の一から 三戸郡五戸町大字浅水字上豊川沢八の一〇まで	前 後	二八・四〇メートルから 四〇・二〇メートルまで 一六・一〇メートルから 二六・三〇メートルまで	八五・三〇メートル 八五・三〇メートル	

青森県告示第五百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年八月二十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始 の期 日
県道 百石下田線	上北郡おいらせ町下前田一の四から 上北郡おいらせ町獺野二六の六まで	平成二〇・八・一
県道 弘前岳鱒ヶ沢線	弘前市大字葛原字大柳三の一から 弘前市大字百沢字寺沢一二五の三まで	二〇・七・三〇
県道 岩木山環状線	弘前市大字百沢字神馬野一〇 弘前市大字百沢字寺沢一二三の一まで	"

公

告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年七月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地積（平方メートル）
青森市大字高田字川瀬一二二の二	雑種地	一、四七六
青森市大字浅虫字山下一三二の三	宅地	二六三・五四
弘前市大字中野一丁目三の二	宅地	一五九・七五
八戸市根城六丁目二二の八	宅地	九〇二・三三
つがる市木造藤田一六三の二	宅地	五八四・〇〇
青森市大字雲谷字山吹九二の二二八 ほか	宅地ほか	二三四、五四七・四五
青森市幸畑二丁目二六二の三三一	宅地	五、五九一・九二

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二十条第一号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者で

あること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部財産管理課

青森市中央一丁目の一の二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時

平成二十年八月十一日 午前九時から

平成二十年八月二十日 午後五時(必着)まで

土曜日、日曜日及び祝日の受付は行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階入札室

4 開札日時

平成二十年八月二十九日 午前十時から

開札は物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の

確認をすること。

## 公安委員会

青森県公安委員会告示第七十九号

警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)附則第五条に規定する審査(学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。)を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)附則第九条の規定により公示する。

平成二十年七月二十八日

青森県公安委員会委員長 橋本八右衛門

一 審査の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十年九月二十二日(月)午後一時から午後五時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号及び第十号に掲げる次の審査並びにそれぞれ当該各号に定める者(検定規則附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。)

1 空港保安警備業務に係る一級の審査 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。)(第一条第一項の表に規定する空港保安警備(次号において「空港保安警備」という。)(に係る同項に規定する検定(以下「旧検定」という。))であつて同条第二項に規定する一級に係るもの(以下「旧一級検定」という。)(に合格した者

2 空港保安警備業務に係る二級の審査 空港保安警備に係る旧一級検定又は旧検

定であつて旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの（以下「旧二級検定」という。）に合格した者

3 施設警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

4 施設警備業務に係る二級の審査 常駐警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

5 交通誘導警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

6 交通誘導警備業務に係る二級の審査 交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

7 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等危険物運搬警備（次号において「核燃料物質等危険物運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

8 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

9 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

10 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者  
三 審査予定定員

種 別 及 び 級	予 定 定 員
空港保安警備業務に係る一級及び二級の審査 施設警備業務に係る一級及び二級の審査 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査	合計三十名

四 審査の申請手続き

1 申請受付期間及び受付時間

(一) 申請受付期間

平成二十年八月二十日（水）から同年九月十二日（金）までの間（土曜日、日曜日を除く。）

(二) 申請受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 申請受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者で、青森県外に住所を有する者及び青森県外に所在する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。ただし、審査申請者が(一)及び(二)に該当する場合には(一)又は(二)に掲げる書面のうちいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合にあっては(一)及び(二)に掲げる書面のすべてをそれぞれ添付することを要しない。

(一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面

(二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ

- 三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（一葉）
- （四）旧合格証の写し
- 5 審査手数料  
四千七百円の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。
- 五 審査事項等
  - 1 学科試験
    - （一）警備業務に関する基本的な事項
    - （二）法令に関すること。
    - （三）警備業務の実施に関すること。
    - （四）警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - 2 実技試験  
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- 3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
- 4 審査に関する留意事項  
審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。
- 六 審査申請に関する問い合わせ先
  - 1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課  
電話〇一七 七二三 四二二一内線三〇四五
  - 2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

**正**  
**誤**

道 路 課

発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ペー ジ	段	行	誤	正
平成三・三・二五 第一八〇九号	告 示	第七四八号 第七五〇号	五	全	表 中	中津軽郡岩木町大字宮地字川添一一六の二から 中津軽郡岩木町大字宮地字川添一一二の六まで 中津軽郡岩木町大字宮地字川添一一六の二まで	中津軽郡岩木町大字宮地字川添一一二の六から 中津軽郡岩木町大字百沢字鶴田一三の五まで 中津軽郡岩木町大字宮地字川添一一二の六まで

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭